

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2015年（平成27年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	鵜沼 915号線	鵜沼桜が岡三丁目6065番2地先	4.5	34.9
		鵜沼桜が岡三丁目6063番194地先		
2	鵜沼 916号線	本鵜沼五丁目3195番14地先	5.0	100.8
		本鵜沼五丁目3195番30地先		
3	辻堂 646号線	辻堂三丁目6100番8地先	4.5 ～ 4.6	34.8
		辻堂三丁目6100番14地先		
4	村岡 491号線	川名字仲丸849番32地先	4.5	38.7
		川名字仲丸849番37地先		
5	明治 496号線	羽鳥四丁目491番3地先	4.5	30.5
		羽鳥四丁目491番11地先		
6	長後 907号線	長後字宿中分982番1地先	4.5	33.1
		長後字宿中分982番8地先		

提案理由

鵜沼915号線ほか5路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。